

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定したので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年10月15日

長崎県知事 大石 賢吾

1 森山特例休猟区

(1) 区域

長崎県諫早市森山町に所在する一般県道大里森山肥前長田停留場線と一般国道57号との接点を起点とし、同所から同一般国道を東南へ進み、同一般国道が諫早市と雲仙市との行政界と交わる点に至り、同所から同行政界を南西に進み、同行政界と諫早市道紅皿山王線との交点に至り、同所から同市道を南西へ進み、同市道と一般国道251号との接点に至り、同所から同一般国道を南西に進み、同一般国道が旧諫早市と旧森山町との行政界と交わる点に至り、同所から同行政界を西から北に進み、同行政界と一般県道大里森山肥前長田停留場線との交点に至り、同所から同一般県道を北へ進み、起点に至る線に囲まれた区域

(2) 存続期間

令和7年11月1日から令和10年10月31日まで（3年間）

2 中津良特例休猟区

(1) 区域

長崎県平戸市根獅子町に所在する主要地方道平戸田平線の普通河川前の川に架設された橋梁を起点とし、同所から同主要地方道を南西に進み、同主要地方道と平戸市道根獅子旧県道4号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み、同市道と同主要地方道との交点に至り、同所から同主要地方道を南に進み、同主要地方道と平戸市道新立線との交点に至り、同所から同市道を南に進み、同市道が海岸線（最大干潮時において陸地化する部分を含む。以下、海岸線について同じ。）と最も近接する地点に至り、同所から直近の海岸線を見通す線に沿って進み、海岸線に至り、同所から同海岸線に沿って西に進み、西浜海岸、堤海岸、長江を経て大崎鼻に至り、同所から飯良海岸、呼崎、根獅子海岸を経て起点に至る線に囲まれた区域

(2) 存続期間

令和7年11月1日から令和10年10月31日まで（3年間）

3 吉田・櫛特例休猟区

(1) 区域

長崎県対馬市峰町大久保所在、一般国道382号と主要地方道木坂佐賀線との接点を起点とし、同所から同主要地方道を南東から東に進み、同主要地方道駄道川右岸との交点に至り、同所から同河川を東に進み、佐賀漁港海岸線（最大干潮時において陸地化する部分を含む、以下、海岸線について同じ。）との接点に至り、同所から同海岸線を南から北西に迂回し、千崎、銭島、トクエ海岸及び奥ノ瀬を経て、櫛漁港において旧峰町と旧豊玉町との行政界との接点に至り、同所から同行政界を西に進み、合戸山、黒隅山、悪代山、竹無山を経て赤崎において海岸線との接点に至り、同所から同海岸線を北北東に進み、茅床崎に至り、同所から海上を北北東に見通し、長瀬の基部と主要地方道木坂佐賀線との接点を経て、三根湾海岸線を北に進み、一般国道382号の三根川に架設する三根大橋左岸との交点に至り、同所から同一般国道を北東から南東に迂回し起点に至る線に囲まれた区域

(2) 存続期間

令和7年11月1日から令和10年10月31日まで（3年間）